

自賠責保険基準料率改定の届出について

令和5年1月

目 次

1. 基準料率改定的前提及び基準料率の算出方法	1
2. 基準料率の改定率計算	2
3. 車種別純保険料率改定率	4
4. 改定基準料率表（12か月契約）	5
5. 保険期間別改定基準料率表（12・24・36か月契約）	9

1. 基準料率改定の前提及び基準料率の算出方法

(1) 基準料率改定の前提

- ① 改定の実施日 : 2023年4月1日とする。
- ② 収支均衡期間 : 2023～2027年度の5年間とする。

(2) 基準料率の算出方法 (注)

	基準料率の算出方法	参 考
① 純保険料率	<ul style="list-style-type: none"> ・水準是正 2022年度料率検証結果に基づく所要水準^{※1}に是正 ・滞留資金の活用 2022年度末の滞留資金見込額(7,239億円)を収支均衡期間で活用 	※1 2022年度料率検証結果における2023契約年度損害率(107.9%)
② 社費	<ul style="list-style-type: none"> ・水準是正 2022年度料率検証における実績値^{※2}をベースに、収支均衡期間内の収支が均衡するように、収支均衡期間内の各年度の所要額の平均値として算出 ・累計社費収支残の償却 2022年度末の累計社費収支残見込額(△22億円)を収支均衡期間で償却 	※2 2022年度料率検証結果における2021年度支出社費(2,148億円)
③ 代理店手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・水準是正^{※3} 2021年度における契約1件当りの所要額をベースに、収支均衡期間内の収支が均衡するように、収支均衡期間内の各年度の所要額の平均値として算出 	※3 現行基準料率における代理店手数料(1,733円)
④ 賦課金	<ul style="list-style-type: none"> ・政府保障事業に充当するもの 純賦課金率を $\frac{2}{1,000}$ から $\frac{5}{10,000}$ に、 付加賦課金率を $\left[\frac{K}{K+3} \times \frac{3}{1,000} \right]$ から $\left[\frac{K}{K+4} \times \frac{2}{1,000} \right]$ に変更^{※4} ・被害者保護増進等事業に充当するもの 車種を3グループに分類したうえで、1台あたりの年間負担額を 〔100円、125円、150円〕として新設 	※4 Kは保険期間の1年に対する割合

(注) すべての車種、地域及び保険期間を合計した値である。

2. 基準料率の改定率計算 (注1)

純 保 険 料 率	水 準 是 正	A. 2023契約年度収入純保険料	5,349 億円	
		B. 2023契約年度支払保険金	5,771 億円	
		C. 損害率 (B ÷ A)	107.9 %	
		D. 水準是正による改定率 (C - 100.0%)	7.9 %	
	滞 留 資 金 の 活 用	E. 2022年度末における滞留資金見込	7,239 億円	
F. 2023~2027契約年度収入純保険料		26,759 億円		
G. 滞留資金の活用による改定率 (△E ÷ F)		△ 27.1 %		
	H. 純保険料率改定率 (D + G)	△ 19.2 % <small>(注3)</small>		
	純 賦 課 金	I. 純賦課金 (政府保障事業) の金額変更による純保険料率改定率	△ 0.1 %	
付 加 保 険 料 率	社 費	水 準 是 正	J. 水準是正による改定率	△ 1.0 %
		累 計 収 支 残 の 償 却	K. 2022年度末における累計社費収支残見込の償却による改定率	0.2 %
			L. 社費改定率 (J + K)	△ 0.8 % <small>(注4)</small>
		付 加 賦 課 金 (政府保障事業)	M. 付加賦課金 (政府保障事業) の金額変更による社費改定率	△ 0.1 %
		代理店手数料	N. 水準是正による改定率	0.1 % <small>(注5)</small>
		付加賦課金 (被害者保護増進等事業)	O. 付加賦課金 (被害者保護増進等事業) 新設による基準料率改定率	1.2 %
	基準料率改定率	P. 合計 ((H + I) × 0.642 + (L + M) × 0.267 + N × 0.091 + O) <small>(注2)</small>	△ 11.4 %	

(注) 1. すべての車種、地域及び保険期間を合計した値である。

2. P欄の算式中の数値(0.642、0.267、0.091)は、2021年4月実施基準料率における純保険料率、社費、代理店手数料の割合である。

3. 2023年4月基準料率改定後の純保険料率の予定損害率は、133.5% (= $\frac{107.9\%}{100.0\% - 19.2\%}$) となる。

(注) 4. 改定後の契約1件当り社費

○改定後の支出社費は、賃金、物価、社会保険等の増減率及び契約台数、支払件数の増減率を勘案して算出

			現行基準料率			改定基準料率		
			営業費	損害調査費	計	営業費	損害調査費	計
支出社費	事業費	人件費	円 2,192	円 1,156	円 3,348	円 2,255	円 1,125	円 3,380
		物件費	999	326	1,325	944	347	1,291
	その他の事業費		264	117	381	265	109	374
	支出社費計		3,455	1,599	5,054	3,464	1,581	5,045
	累計社費収支残見込 (赤字償却・黒字還元分)		47	△ 3	44	17	△ 6	11
社費			3,502	1,596	(A) 5,098	3,481	1,575	(B) 5,056
改定率 $\left[\frac{(B)}{(A)} - 1 \right]$						△ 0.8%		

5. 改定後の契約1件当り代理店手数料

○改定後の代理店手数料は、賃金、物価の増減率を勘案して算出

	現行基準料率	改定基準料率
代理店手数料	(A) 1,733 円	(B) 1,735 円
改定率 $\left[\frac{(B)}{(A)} - 1 \right]$	0.1%	

3. 車種別純保険料率改定率 (注1)

(単位：%)

車種 (注2)	2023 契約年度 車種別損害率 A	車種別純保険料率 改定率 (注4) B	改定後の 車種別予定損害率 C
営業用乗合自動車	106.2	△ 20.5	133.5
自家用乗合自動車	109.2	△ 18.2	
営業用乗用自動車 (個人タクシーを除く)	107.9	△ 19.2	
営業用乗用自動車(個人タクシー)	117.1	△ 12.3	
自家用乗用自動車	107.4	△ 19.6	
営業用貨物自動車(注3)	105.5	△ 21.0	
自家用貨物自動車 (普通貨物2t超を除く)	108.3	△ 18.9	
軽自動車(検査対象車)	108.7	△ 18.6	
小型二輪自動車	108.4	△ 18.8	
軽自動車(検査対象外車)	100.6	△ 24.6	
原動機付自転車	113.0	△ 15.3	
その他	110.0	△ 17.6	
合計	107.9	△ 19.2	

(注) 1. すべての地域及び保険期間を合計した値である。

2. 保険成績を安定的に把握するためには、データ量を確保する必要があるため、12車種区分に統合して車種別損害率を算出している。

3. 営業用貨物自動車には、自家用普通貨物2t超を含む。

4. 車種別純保険料率改定率(B)欄は、2023契約年度車種別損害率(A)欄を基に、改定後の車種別予定損害率(C)欄が全車種合計の予定損害率と同一(133.5%)となるように算出している。

$$\text{(例) 自家用乗用自動車の改定率 } \Delta 19.6\% \text{ (B)} = \frac{107.4\% \text{ (A)}}{133.5\% \text{ (C)}} - 1$$

4. 改定基準料率表（12か月契約）

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^{（注）}

（単位：円、％）

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C = B - A	改 定 率 D = C ÷ A × 100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	37,830	31,920	△ 5,910	△ 15.6		
	家用	12,630	11,530	△ 1,100	△ 8.7		
営業用乗用自動車 A		93,120	78,100	△ 15,020	△ 16.1		
営業用乗用自動車 B		74,260	62,500	△ 11,760	△ 15.8		
営業用乗用自動車 C		56,830	48,060	△ 8,770	△ 15.4		
営業用乗用自動車 D		35,950	32,960	△ 2,990	△ 8.3		
家用乗用自動車		12,700	11,500	△ 1,200	△ 9.4		
けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,380	24,100	△ 4,280	△ 15.1	
		最大積載量が2トン以下のもの	20,580	17,790	△ 2,790	△ 13.6	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,130	18,230	△ 2,900	△ 13.7	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,120	16,900	△ 2,220	△ 11.6	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	18,160	15,830	△ 2,330	△ 12.8		
	家用	14,280	12,850	△ 1,430	△ 10.0		
小型二輪自動車		7,270	7,010	△ 260	△ 3.6		
軽自動車	検査対象車	12,550	11,440	△ 1,110	△ 8.8		
	検査対象外車	7,540	7,100	△ 440	△ 5.8		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		7,200	6,970	△ 230	△ 3.2		
緊急自動車		6,470	6,350	△ 120	△ 1.9		
商品自動車	三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		10,250	9,570	△ 680	△ 6.6	
	小型二輪自動車		7,100	6,890	△ 210	△ 3.0	
	軽自動車	検査対象車	7,100	6,890	△ 210	△ 3.0	
		検査対象外車	7,100	6,890	△ 210	△ 3.0	
特種用途自動車	霊きゅう自動車		6,740	6,580	△ 160	△ 2.4	
	教習用自動車		6,740	6,580	△ 160	△ 2.4	
	その他	三輪以上の自動車（軽自動車を除く）		13,930	12,670	△ 1,260	△ 9.0
		小型二輪自動車		8,750	8,280	△ 470	△ 5.4
		軽自動車	検査対象車	8,750	8,280	△ 470	△ 5.4
			検査対象外車	8,750	8,280	△ 470	△ 5.4
被けん引自動車（被けん引軽自動車を除く）		5,250	5,320	70	1.3		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,250	5,320	70	1.3		
	検査対象外車	5,270	5,340	70	1.3		
原動機付自転車		7,070	6,910	△ 160	△ 2.3		

（注）保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C = B - A	改 定 率 D = C ÷ A × 100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	13,770	12,320	△ 1,450	△ 10.5		
	自家用	12,630	11,530	△ 1,100	△ 8.7		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く	17,890	15,860	△ 2,030	△ 11.3		
	個人タクシー	17,890	15,860	△ 2,030	△ 11.3		
自家用乗用自動車		6,580	6,450	△ 130	△ 2.0		
けん引及び 普通貨物自動車 普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,200	11,810	△ 1,390	△ 10.5	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,300	10,380	△ 920	△ 8.1	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,200	11,810	△ 1,390	△ 10.5	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,300	10,380	△ 920	△ 8.1	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	7,710	7,420	△ 290	△ 3.8		
	自家用	7,710	7,390	△ 320	△ 4.2		
小型二輪自動車		5,860	5,830	△ 30	△ 0.5		
軽自動車	検査対象車	6,300	6,230	△ 70	△ 1.1		
	検査対象外車	5,570	5,580	10	0.2		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,320	5,390	70	1.3		
緊急自動車		5,350	5,410	60	1.1		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,390	5,470	80	1.5	
	小型二輪自動車		5,390	5,450	60	1.1	
	軽自動車	検査対象車	5,390	5,450	60	1.1	
		検査対象外車	5,410	5,470	60	1.1	
特種用途 自動車	靈きゅう自動車		5,260	5,330	70	1.3	
	教習用自動車		5,260	5,330	70	1.3	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,960	5,950	△ 10	△ 0.2
		小型二輪自動車		5,300	5,370	70	1.3
		軽自動車	検査対象車	5,300	5,370	70	1.3
			検査対象外車	5,280	5,350	70	1.3
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,250	5,320	70	1.3		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,250	5,320	70	1.3		
	検査対象外車	5,270	5,340	70	1.3		
原動機付自転車		5,350	5,410	60	1.1		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C = B - A	改 定 率 D = C ÷ A × 100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	27,460	23,470	△ 3,990	△ 14.5		
	自家用	12,630	11,530	△ 1,100	△ 8.7		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く	52,870	44,790	△ 8,080	△ 15.3		
	個人タクシー	35,950	32,960	△ 2,990	△ 8.3		
自家用乗用自動車		7,970	7,610	△ 360	△ 4.5		
けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,110	10,170	△ 940	△ 8.5	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,110	10,170	△ 940	△ 8.5	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,110	10,170	△ 940	△ 8.5	
		最大積載量が2トン以下のもの	11,110	10,170	△ 940	△ 8.5	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	8,670	8,220	△ 450	△ 5.2		
	自家用	8,670	8,190	△ 480	△ 5.5		
小型二輪自動車		5,330	5,390	60	1.1		
軽自動車	検査対象車	7,970	7,610	△ 360	△ 4.5		
	検査対象外車	5,370	5,420	50	0.9		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,800	5,790	△ 10	△ 0.2		
緊急自動車		6,400	6,300	△ 100	△ 1.6		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,450	6,370	△ 80	△ 1.2	
	小型二輪自動車		5,330	5,390	60	1.1	
	軽自動車	検査対象車	5,390	5,450	60	1.1	
		検査対象外車	5,370	5,420	50	0.9	
特種用途 自動車	靈きゅう自動車		6,150	6,090	△ 60	△ 1.0	
	教習用自動車		6,150	6,090	△ 60	△ 1.0	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,730	7,450	△ 280	△ 3.6
		小型二輪自動車		7,390	7,140	△ 250	△ 3.4
		軽自動車	検査対象車	7,390	7,140	△ 250	△ 3.4
			検査対象外車	7,410	7,160	△ 250	△ 3.4
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,250	5,320	70	1.3		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,250	5,320	70	1.3		
	検査対象外車	5,270	5,340	70	1.3		
原動機付自転車		5,350	5,410	60	1.1		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率 (注)

(単位：円、%)

車 種		現行基準料率 A	改定基準料率 B	改 定 額 C = B - A	改 定 率 D = C ÷ A × 100		
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	13,770	12,320	△ 1,450	△ 10.5		
	自家用	12,630	11,530	△ 1,100	△ 8.7		
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く	17,770	15,740	△ 2,030	△ 11.4		
	個人タクシー	17,770	15,740	△ 2,030	△ 11.4		
自家用乗用自動車		6,580	6,450	△ 130	△ 2.0		
けん引普通 貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,770	9,850	△ 920	△ 8.5	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,340	9,600	△ 740	△ 7.2	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	10,770	9,850	△ 920	△ 8.5	
		最大積載量が2トン以下のもの	10,340	9,600	△ 740	△ 7.2	
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	7,690	7,400	△ 290	△ 3.8		
	自家用	7,690	7,380	△ 310	△ 4.0		
小型二輪自動車		5,330	5,390	60	1.1		
軽自動車	検査対象車	5,620	5,660	40	0.7		
	検査対象外車	5,370	5,420	50	0.9		
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,320	5,390	70	1.3		
緊急自動車		5,350	5,410	60	1.1		
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,390	5,470	80	1.5	
	小型二輪自動車		5,330	5,390	60	1.1	
	軽自動車	検査対象車	5,370	5,430	60	1.1	
		検査対象外車	5,360	5,420	60	1.1	
特種用途 自動車	靈きゅう自動車		5,260	5,330	70	1.3	
	教習用自動車		5,260	5,330	70	1.3	
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,490	5,560	70	1.3
		小型二輪自動車		5,300	5,370	70	1.3
		軽自動車	検査対象車	5,300	5,370	70	1.3
			検査対象外車	5,280	5,350	70	1.3
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,250	5,320	70	1.3		
被けん引軽自動車	検査対象車	5,250	5,320	70	1.3		
	検査対象外車	5,270	5,340	70	1.3		
原動機付自転車		5,350	5,410	60	1.1		

(注) 保険期間が12か月以外である契約の基準料率は、本表の基準料率に基づき算出している。

5. 保険期間別改定基準料率表（12・24・36か月契約）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率^(注)

(単位：円、%)

車種	12か月（1年）契約				24か月（2年）契約				36か月（3年）契約			
	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率	現行基準料率	改定基準料率	改定額	改定率
	A	B	C=B-A	D=C÷A	E	F	G=F-E	H=G÷E	I	J	K=J-I	L=K÷I
乗合自動車及びけん引旅客自動車	37,830	31,920	△ 5,910	△ 15.6								
営業用	12,630	11,530	△ 1,100	△ 8.7								
自家用	93,120	78,100	△ 15,020	△ 16.1								
営業用乗用自動車A	74,260	62,500	△ 11,760	△ 15.8								
営業用乗用自動車B	56,830	48,060	△ 8,770	△ 15.4								
営業用乗用自動車C	35,950	32,960	△ 2,990	△ 8.3								
営業用乗用自動車D	12,700	11,500	△ 1,200	△ 9.4	20,010	17,650	△ 2,360	△ 11.8	27,180	23,690	△ 3,490	△ 12.8
普通引普通貨物自動車	28,380	24,100	△ 4,280	△ 15.1	51,070	42,610	△ 8,460	△ 16.6				
最大積載量が2トンを超えるもの	20,580	17,790	△ 2,790	△ 13.6	35,630	30,110	△ 5,520	△ 15.5				
最大積載量が2トン以下のもの	21,130	18,230	△ 2,900	△ 13.7	36,710	30,980	△ 5,730	△ 15.6				
普通引普通貨物自動車	19,120	16,900	△ 2,220	△ 11.6	32,730	28,370	△ 4,360	△ 13.3				
最大積載量が2トン以下のもの	18,160	15,830	△ 2,330	△ 12.8	30,840	26,240	△ 4,600	△ 14.9				
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	14,280	12,850	△ 1,430	△ 10.0	23,150	20,340	△ 2,810	△ 12.1				
小型二輪自動車	7,270	7,010	△ 260	△ 3.6	9,270	8,760	△ 510	△ 5.5	11,230	10,490	△ 740	△ 6.6
軽自動車	12,550	11,440	△ 1,110	△ 8.8	19,730	17,540	△ 2,190	△ 11.1	26,760	23,520	△ 3,240	△ 12.1
検査対象車	7,540	7,100	△ 440	△ 5.8	9,770	8,920	△ 850	△ 8.7	11,960	10,710	△ 1,250	△ 10.5
検査対象外車	7,200	6,970	△ 230	△ 3.2	9,130	8,700	△ 430	△ 4.7				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	6,470	6,350	△ 120	△ 1.9	7,670	7,470	△ 200	△ 2.6	8,850	8,570	△ 280	△ 3.2
緊急自動車	10,250	9,570	△ 680	△ 6.6	15,170	13,850	△ 1,320	△ 8.7	19,990	18,040	△ 1,950	△ 9.8
商品自動車	7,100	6,890	△ 210	△ 3.0	8,930	8,530	△ 400	△ 4.5	10,730	10,140	△ 590	△ 5.5
三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,100	6,890	△ 210	△ 3.0	8,930	8,530	△ 400	△ 4.5	10,730	10,140	△ 590	△ 5.5
小型二輪自動車	7,100	6,890	△ 210	△ 3.0	8,910	8,510	△ 400	△ 4.5	10,680	10,100	△ 580	△ 5.4
軽自動車	6,740	6,580	△ 160	△ 2.4	8,220	7,930	△ 290	△ 3.5				
検査対象車	6,740	6,580	△ 160	△ 2.4	8,220	7,930	△ 290	△ 3.5				
検査対象外車	13,930	12,670	△ 1,260	△ 9.0	22,450	19,980	△ 2,470	△ 11.0				
三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	8,750	8,280	△ 470	△ 5.4	12,200	11,290	△ 910	△ 7.5	15,580	14,230	△ 1,350	△ 8.7
小型二輪自動車	8,750	8,280	△ 470	△ 5.4	12,200	11,290	△ 910	△ 7.5				
軽自動車	8,750	8,280	△ 470	△ 5.4	12,180	11,270	△ 910	△ 7.5	15,540	14,200	△ 1,340	△ 8.6
検査対象車	5,250	5,320	70	1.3	5,250	5,430	180	3.4				
検査対象外車	5,250	5,320	70	1.3	5,250	5,430	180	3.4				
被けん引軽自動車(被けん引軽自動車を除く)	5,270	5,340	70	1.3	5,270	5,450	180	3.4	5,280	5,560	280	5.3
被けん引軽自動車	7,070	6,910	△ 160	△ 2.3	8,850	8,560	△ 290	△ 3.3	10,590	10,170	△ 420	△ 4.0
原動機付自転車												

(注) 保険期間が1年を超える契約の純保険料率及び損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0%の利率で割り引いている。